

## 公募公告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項：飲料水自動販売機の経営業務を希望する者
2. 設置場所：東京都大田区城南島 5-3-1 城南島コンテナ検査センター1階
3. 使用許可期間：令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで  
ただし、状況に応じ令和13年3月末まで更新することができる。
4. 募集業者数：1業者
5. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
  - (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
  - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 国税及び地方税を完納していること。
  - (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
  - (5) 別紙記載の暴力団が実際的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しない者であること。
  - (6) 下記6の説明会に参加しない者は、公募に参加できないものとする。
6. 募集要領等の交付日時、場所及び公募説明会
  - (1) 日時：令和8年1月16日（金）から1月29日（木）まで  
平日：9:30～12:00、13:30～17:00
  - (2) 場所：〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11  
東京税関 総務部厚生管理官（東京港湾合同庁舎7階）  
電話番号：03（3599）6254 FAX番号：03（3599）6440  
(担当：中村、光来出、永島)
7. 応募申込  
公募に参加を希望する者は、上記6の募集要領等の説明を受けたうえで、下記の申込期限までに、申込先に来関又は電話で申込みを行うこと。  
(申込期限)  
令和8年1月30日（金）17時00分  
(申込先)  
〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11  
東京税関 総務部厚生管理官付共済係（東京港湾合同庁舎7階）  
電話番号：03（3599）6254 (担当：中村、光来出、永島)
8. 企画提案書等の提出  
令和8年2月2日（月）17時00分までに、上記6.(2)に持参すること。  
持参する際は、持参予定日時を事前に上記6.(2)に電話連絡すること（当日可）
9. 企画提案書等の無効等  
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

令和8年1月16日

以上、公告する。

財務省共済組合東京税関支部  
支部長 松重 友啓

5- (5) 関係

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。